

農業経営基盤の強化の
促進に関する

基本構想

平成28年10月

栗石町

目 次

はじめに	1
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標	16
第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	18
1 利用権設定等促進事業に関する事項	18
2 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	24
3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	24
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	24
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項	27
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	27
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	27
第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項	29
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	29
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	29
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	29
第 6 その他	34
別紙 1 (第 4 の 1 (1) ⑥関係)	35
別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)	36

● はじめに

① 基本構想の意義

農業をとりまく情勢をみると、米、畜産等主要農産物の国際化の一層の進展と農業労働力の他産業への流出、農業従事者の兼業化、高齢化が著しく進行するなど深刻さを増しているが、地域の特性を生かし、自らの創意工夫と地域ぐるみの取り組みを実践することによって、今後とも農業所得を向上させていくことは十分可能である。そのために、稲作畜産など土地利用型部門の経営規模の拡大や、野菜、花きなどの高収益作物部門の導入による経営改善を進め、農業経営者一人一人が自らの経営をもう一度見直し、経営規模の拡大や新たな作物の導入、付加価値を高めるため農産加工や流通・販売への取り組みのほか、後継者確保のための経営の移譲など、さまざまな選択肢の中から経営に取り入れながら、その達成に向けた具体的な経営計画のなかで行動を展開することが必要とされている。

このような行動を助長、支援するため、町が農業経営基盤強化促進法にもとづいて策定した基本構想は、担い手への農地の利用集積や、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体の育成に向けた農地の流動化と担い手育成などに関する基本的な考え方と目標達成のための経営指標を示したものである。

② 基本構想の構成

この基本構想は、第1から第5により構成されている。

第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」では、本町における農業生産、農業構想の基本的な方向づけ、育成する効率的、安定的な経営体の目標とする所得水準、労働時間などを示している。

第2の「農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」では、目標とする具体的な指標として町内を代表とする22類型（個別経営—18類型、集落型の農業法人—4類型）及び新規就農者8類型について、経営規模・生産方式・経営管理の方法、農業従事の態様などを示している。

第3の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標」では、育成する経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を示している。

第4の「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、利用権設定等促進事業・農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業・農用地利用改善事業の実施を促進する事業・委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業・農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業・その他農業経営基盤の強化を促進するため必要な事業についての取り組み方法及びこれらを総合的に推進する体制について示している。

第5の「農地利用集積円滑化事業に関する事項」では、農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項や農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準などを示している。

③ 基本構想の目標年度

この基本構想は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 雫石町は、県都盛岡市の西方約16kmに位置し、西は秋田県仙北市、南は西和賀町、盛岡市、矢巾町、紫波町及び花巻市と接し、北は八幡平市と接している。東西約24km、南北40kmの広がりを持ち、609.01km²の面積を有している。地形は北部から西部へ連なる岩手山、裏岩手連峰、烏帽子岳、駒ヶ岳連山の1,400m～2,000m級の火山群からなる奥羽山系の山脈に囲まれ、典型的な、盆地を形成し、その中央部に耕地がある。耕地は概ね西方により東方に傾斜し、山麓地帯において階段状をなしている。

地質は、岩手山を中心とする火山活動によって大きく三つの方向から作用を強くうけた痕跡があり、このことが土壤の肥沃性を大局的に支配している。主として西南地区に凝灰石を岩種として構成している第三期層が広くみられ、洪積層が大部分を被覆している。岩手山に接近している北東部は、溶岩の点在が多く、火山灰が北東に厚く南西に薄く被覆し、沖積地は各河川の流域に発達している。土性は、岩手山による火山灰の影響を強く受けており腐植にすこぶる富む土壤が分布している。

気象は北と西を奥羽山系に囲まれた本町は盆地性の気候を呈し、温度変化が大きく7月から8月にかけて気温が急激に上昇して8月に最高に達し、11月より急激に下降して、1、2月ごろ最低を示す。降水量は6月下旬から7月下旬の1ヶ月にわたる期間が例年の梅雨期となっており、特に梅雨期の雨量が多い。年平均気温9.7℃、年平均降水量1,580mm程度である。

このような土地や気象等の立地条件を生かした収益性の高い農業を確立するため、担い手の育成対策を進めながら、米、畜産、野菜園芸の3部門を基幹にそれぞれの部門が将来的におおよそ3分の1の生産力をもつ複合経営を推進する。米については水田の土地利用集積を積極的に進め大規模経営を促進し、適地適作を基本とした自然にやさしい環境保全型農業を推進する。畜産においては、転作による飼料作物を有効に活用して肉牛及び酪農経営の推進を図るが、特に、酪農及び肉牛繁殖経営については改良を中心に、規模拡大は肉牛肥育部門を中心に推進する。野菜園芸部門については、特に若い農業者を中心に野菜のキュウリ、トマト、ほうれん草、ネギ、花のりんどう、小ぎく等を中心に転作田の活用を図りながら生産拡大を進める。菌茸類については、米作の補完部分として豊富な山林資源を有効活用し、原木や原材料（鋸屑）の確保に努め、椎茸、ナメコ、平茸の長期安定出荷体制を確立する。

特に省力化や規模拡大を図るための条件整備事業を計画的に進めるとともに、耕種農家・畜産農家、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供・農地の貸借、農作業の受委託等においてその役割分担を明確にしながら、集落営農としての農業再編と農業発展を積極的に推進する。

さらに、麦、大豆等については、水田農業の推進対策等の活用により団地化を図るとともに担い手への農地の利用集積を促進する。

また、このような農業生産振興の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、遊休農地の解消により効果的な農地の利用を重点的に、農業振興整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 雫石町の農業構造については、昭和 40 年代から農業構造改善事業などにより、生産基盤の整備・生産施設の近代化、更に、担い手中心の生産組織による機械・施設の共同利用と農作業の機械化などが進められ、農業生産の振興拡大を進めてきている。又、平成 22 年から平成 27 年にかけての農家の動きをみると、農家戸数が 173 戸減少している中で、専業農家の比率が 15.7%と 5 年間で 2.8 ポイント高まっている。

こうした中で、特に水田においては農地の資産保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な発展をみないものの、近年農業者の高齢化と併行して、世代交代等を契機に農作業受委託から利用権設定、更に、所有権移転へと段階的な農地の流動化が進む傾向にある。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

また、各地域においては、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体を明確化した人・農地プランを作成し、その目標実現に向けた取り組みを展開している。

一方、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化などに取り組むこととされた。

今後は、農地中間管理事業の活用等によりこの人・農地プランの中で明確化された中心経営体の育成を進めるとともに、これらの経営体への園芸品目の導入や 6 次産業化などの多角化等を促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

*2015 農林業センサス確定値利用

3 雫石町は、このような地域の農業構造の現状及びこの見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね 10 年後平成 37 年度）の農業経営の発展及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の目標を明らかにし、効率かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、雫石町において実践されている優良な経営の事例をもとに、真に実現可能な営農類型と生産規模から目標の具体的農家を想定しつつ定め、将来農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり 400 万円程度、補助従事者一人あたり 150 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり 2,100 時間程度、補助従事者一人あたり 1,500 時間程度）の水準を実現するものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

また、効率かつ安定的な農業経営の育成を着実に進めていくためには、円滑な世代交代が不可欠であり、次代を担う新規就農者の確保・育成を図るものとする。

この目標の実現に向けて、次のとおり取り組む。

(1) 農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対し、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ重点的に講ずるものとする。

- (2) 集落型の農業法人等への農地の集積・集約化の促進に当たっては、個別経営の活動を阻害することがないように、個別経営と集落型の農業法人等との間の利用調整を十分行い、それぞれの経営が面的にまとまるよう配慮する。
- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。
- 4 雫石町は、将来の雫石町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。
- (1) 雫石町は、農業協同組合、農業改良普及センター、農業指導センターその他関係機関団体等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、「雫石町農業経営改善支援センター」の機能強化により、人・農地プランの実現に向けて、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。
- 更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の「雫石町農業経営改善支援センター」が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画及び青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- (2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用集積型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の集積・集約化を進めるため、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。
- (3) これらの農地の流動化に関しては、担い手不足や高齢者農家等の優良農地を規模拡大による経営に積極的な農家への集積・集約化を誘導する。このような土地利用調整対策を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に対し農地が集積・集約化されるよう努める。
- (4) 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。
- (5) 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農地の集積・集約化が遅れている集落の全てにおいては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農地の集積・集約化の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定新規農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、

集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の推進と農作業受委託の推進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な農業経営の展開を助長するため、町農業指導センター、農業改良普及センター、農業協同組合の指導の下に、高収益化や新規作目の導入を図るよう作型、品種の再考等の経営改善を積極的に推進する。

- (6) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体としての重要な位置づけを持っており、組織のリーダー及びオペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより集落及び地域の営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては積極的に法人化へ誘導する。特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農地の集積・集約化を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農地の集積・集約化を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の促進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

- (7) 地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置付け、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。
- (8) 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがいを持って農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他恒常的勤務による安定兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。
- (9) 法第12条の農業経営改善計画及び第14条の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援や雫石町農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。
- (10) 地域の面的な広がりを対象とした農用地利用集積事業の実施に当たっても当該実施地区におい

て経営を展開している認定農業者及び認定新規就農者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- (11) 市場調査能力や商品開発企画力などの新しい経営能力を持った人材の育成確保を進めるため、能力と意欲のある若い人材が地域に定住するよう新規参入者や新規就農者の受け入れ体制を積極的に推進する。
 - (12) 雫石町が第二次雫石町総合計画で目指す将来像“みんなが主役 誇らしく豊かなまち しずく いし”の実現に向けて農業分野だけでなく、主体となる住民、団体、企業、地域などの「担い手」による自主・自立に基づく住民主役のまちづくりに、町民一体となり取り組みを進める。
 - (13) 認定農業者が互いに農業の課題や方向について情報の交換や学習を高め、農業経営の安定向上と地域農業の振興を図る目的で「雫石町農業経営者協議会」が設立されており、この育成指導及び自主活動の支援対策を関係機関一体となって積極的に推進する。
- 5 本町は関係機関・団体の役職員・認定農業者組織の代表・実務者クラスで構成する雫石町農業農村魅力づくり協議会の下に、設置してある「雫石町農業経営改善支援センター」の内部に専門支援チームを設置し、県及び農協等の協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者もしくは、組織経営体、又は、今後認定を受けようとする農業者及び生産組織経営体等を対象に、規模拡大や経営改善のための経営診断の実施、先進的技術の導入等を取り入れた生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。さらに専門支援チームは、経営改善計画の設定やその計画の促進についての検討を行う。

また、稲作中心経営から安定的な複合経営の確立をめざし、新規の集約的作目導入を図るためマーケティング面からも検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作物を選定したうえで、その経営、栽培に関する濃密指導を推進する。

なお、適切な資金の計画の下で、有利販売を目指した施設整備や経営改善に要する投資を行うため「各種融資制度」等の制度資金の活用を図るものとし、雫石町特別融資制度推進会議により盛岡広域振興局・農林中央金庫盛岡推進室・県信用農業協同組合連合会・県農業信用基金協会・(株)日本政策金融公庫盛岡支店・(株)農林水産長期金融協会等の参画を仰ぎつつ濃密的な指導を展開する。

第2 農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標及び指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に町内で展開している優良事例を踏えつつ、雫石町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

〈農業の特性〉

雫石町は、水稻を主体に畜産、野菜、花き、菌茸等を結びつけた複合経営を展開し、各種事業を導入して農業基盤整備や意欲的な担い手の育成を推進している。

(1) 個別経営

各営農類型と経営規模は標準的な家族経営を想定して、1経営体あたり年間所得が550万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人として、主たる従事者の年間所得が400万円程度）を提示した。

また、労働時間は、主たる従事者2,100時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。

(ア) 個別経営による営農類型、経営規模及び生産方式は、次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式
(1) 水稻専作	<作付面積等> 水稻 = 15.0ha 作業受託 = 10.0ha (水稻基幹3作業) <経営面積> 15ha	<資本装備> トラクター(40ps～50ps級) 2台 田植機(6条) 1台 コンバイン(5条刈) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化
(2) 水稻+飼料用米	<作付面積等> 水稻 = 15.0ha 飼料用米 = 10.0ha <経営面積> 25ha (うち借地10.0ha)	<資本装備> トラクター(40ps～50ps級) 2台 田植機(6条) 1台 コンバイン(5条刈) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 <その他> ・直播栽培を目標

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式
(3) 水稲＋小麦	<作付面積等> 水稲 = 10.0ha 作業受託 = 14.0ha (水稲基幹3作業) 小麦 = 8.0ha <経営面積> 18.0ha	<資本装備> トラクター(40ps～50ps級) 1台 田植機(4条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条刈) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・小麦については排水対策の徹底 ・必要に応じ、園芸品目を導入
(4) 水稲＋大豆	<作付面積等> 水稲 = 10.0ha 作業受託 = 6.0ha (水稲基幹3作業) 大豆 = 5.0ha <経営面積> 15.0ha	<資本装備> トラクター(40ps～50ps級) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(5条刈) 1台 乗用管理機 1台 乾燥機(3.2t) 2台 静置式乾燥機(1坪) 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・大豆については、排水対策の徹底 ・大豆については、豆そば用コンバインの共同所有、共同利用
(5) 野菜＋水稲	<作付面積等> トマト = 0.35ha ネギ = 0.4ha 水稲 = 5.0ha <経営面積> 5.75ha	<資本装備> 簡易ビニールハウス 5,500㎡ トラクター(30ps級) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条刈) 1台 皮むき機 1台 他 <その他> ・収穫期を中心に雇用を導入
(6) 野菜＋水稲	<作付面積等> きゅうり = 0.2ha ネギ = 1.2ha 水稲 = 3.0ha <経営面積> 4.4ha	<資本装備> トラクター(30ps級) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条刈) 1台 動力噴霧器 1台 皮むき機 1台 他 <その他> ・きゅうりは露地普通栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
(7) 水稲＋野菜＋繁殖牛	<p><作付面積等></p> <p>水稲 = 10.0ha きゅうり = 0.15ha 露地アスパラ = 0.2ha 繁殖牛 = 10頭 飼料作物 = 1.0ha 牧草 = 1.5 ha</p> <p><経営面積> 12.85ha</p>	<p><資本装備></p> <p>畜舎 トラクター (30ps 級) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条刈) 1台 動力噴霧機 1台 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集積、集約化 ・収穫期を中心に雇用を導入 ・飼料調整用機械の共同所有、共同利用
(8) 酪農＋水稲	<p><作付面積等></p> <p>乳牛 (搾乳) = 30頭 飼料作物 = 2.0ha 牧草 = 11.0ha 水稲 = 5.0ha</p> <p><経営面積> 18.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>搾乳牛舎 トラクター (30ps 級) 1台 トラクター (60ps～80ps 級) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条刈) 1台 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集積、集約化 ・ロールベアラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用
(9) 繁殖牛＋水稲	<p><作付面積等></p> <p>黒毛和種 = 35頭 飼料作物 = 3.5ha 牧草 = 4.5ha 水稲 = 5.0ha</p> <p><経営面積> 13.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>畜舎 トラクター (40ps～50ps級) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条刈) 1台 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集積、集約化 ・ロールベアラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用
(10) 野菜＋肥育牛＋水稲	<p><作付面積等></p> <p>ねぎ = 0.4ha 肥育牛 = 60頭 牧草 = 2.0ha 水稲 = 10.0ha</p> <p><経営面積> 12.4ha</p>	<p><資本装備></p> <p>畜舎 トラクター (40ps～50ps 級) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条刈) 1台 皮むき機 1台 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集積、集約化 ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式
(11) 酪農専業	<作付面積等> 乳牛(搾乳) = 60 頭 飼料作物 = 3.5ha 牧草 = 15.0ha <経営面積> 18.5ha	<資本装備> 搾乳牛舎 育成牛舎 トラクター(40ps~50ps級) 1台 トラクター(60ps~80ps級) 1台 他 <その他> ・フリーストール、ミルクパラー方式の導入 ・ロールペーラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用
(12) 花き+水稻	<作付面積等> りんどう = 0.75ha 水稻 = 1.0ha <経営面積> 1.75ha	<資本装備> トラクター(30ps級) 1台 田植機(4条) 1台 結束機 1台 動力噴霧機 1台 他 <その他> ・りんどうについては半促成、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ
(13) 野菜+菌茸+水稻	<作付面積等> トマト = 0.3ha 菌床しいたけ = 6,000玉 水稻 = 5.0ha <経営面積> 5.3ha	<資本装備> トラクター(30ps級) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条刈) 1台 簡易ビニールハウス 5,000㎡ 他 <その他> ・菌茸の組み合わせによる労働力の周年利用 ・収穫期を中心に雇用を導入
(14) 野菜+水稻+麦・豆・穀類	<作付面積等> トマト = 0.3ha 水稻 = 5.0ha 小麦 = 1.0ha 大豆 = 2.5ha そば = 1.0ha <経営面積> 9.8ha	<資本装備> トラクター(30ps級) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条刈) 1台 乗用管理機 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・大豆については、排水対策の徹底 ・豆そば用コンバインの共同所有、共同利用 ・小麦、そばはローテーションによる作付
(15) 肉用牛(一貫)+水稻	<作付面積等> 繁殖牛 = 60 頭 肥育牛 = 50 頭 飼料作物 = 3.0ha 牧草 = 6.0ha 水稻 = 5.0ha <経営面積> 14.0ha	<資本装備> 畜舎 トラクター(40ps~50ps級) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条刈) 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・ロールペーラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用

(イ) リーディング経営体

(ア) の個別経営体の年間所得目標を達成した経営体については、さらに雫石町の農業をけん引するリーディング経営体（年間所得概ね 1,000 万円以上）へ育成する。

[リーディング経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
(1) 繁殖牛＋野菜＋水稲	<p><作付面積等></p> 繁殖牛 = 30 頭 牧草 = 5.0ha 露地アスパラ = 0.2ha 水稲 = 10.0ha 作業受託 = 5.0ha (水稲基幹3作業) <p><経営面積> 15.2ha</p>	<p><資本装備></p> 畜舎 トラクター(40ps～50ps級) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(5条刈) 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・収穫期を中心に雇用を導入 ・ロールベアラー、コーンハーベスター等飼料調整用機械の共同所有、共同利用
(2) 肉用牛(一貫)	<p><作付面積等></p> 黒毛和種(繁殖) = 100頭 黒毛和種(肥育) = 50頭 牧草 = 50.0ha <p><経営面積> 50.0ha</p>	<p><資本装備></p> 畜舎 2,000㎡ たい肥舎 200㎡ 牧草管理機械 一式 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化
(3) 野菜＋水稲	<p><作付面積等></p> だいこん = 5.0ha きゃべつ = 1.0ha にんじん = 1.0ha 水稲 = 10.0ha <p><経営面積> 18.0ha</p>	<p><資本装備></p> 簡易ビニールハウス 1,000㎡ トラクター(30ps～60ps級) 2台 田植機(6条) 1台 コンバイン(5条刈) 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・収穫期を中心に雇用を導入

(2) 集落型の農業法人(特定農業法人など)

ア 集落型の農業法人の営農類型は、主たる従事者2人、補助従事者1人で30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指している農業法人を想定し、主たる従事者の所得が地域他産業従事者と遜色ない生涯所得(年間所得400万円)に到達する体系とし、農業法人として950万円を確保できる経営を提示した。

イ この組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うこととする。

[集落型の農業法人]

営農類型	経営規模	生産方式
(1) 水稻+小麦	<作付面積等> 水稻 = 26.0ha 小麦 = 14.0ha <経営面積> 40.0ha	<資本装備> トラクター(40ps~50ps級) 2台 田植機(6条) 1台 麦播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(3.5t) 3台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
(2) 水稻+大豆	<作付面積等> 水稻 = 26.0ha 大豆 = 14.0ha 作業受託 = 10.0ha (水稻全作業) <経営面積> 40.0ha	<資本装備> トラクター(40ps~50ps級) 2台 田植機(6条) 1台 大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.5t) 3台 静置式乾燥機(1坪) 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
(3) 水稻+麦・豆・穀類	<作付面積等> 水稻 = 26.0ha 小麦 = 14.0ha 大豆 = 7.0ha そば = 7.0ha <経営面積> 40.0ha	<資本装備> トラクター(40ps~50ps級) 2台 田植機(6条) 1台 麦・大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.5t) 3台 静置式乾燥機(1坪) 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・小麦、そばはローテーションによる作付 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入

[集落型の農業法人]

営農類型	経営規模	生産方式
(4) 水稲+小麦+なたね	<作付面積等> 水稲 = 25.0ha 小麦 = 15.0ha なたね = 10.0ha <経営面積> 50.0ha	<資本装備> トラクター(40ps~50ps級) 2台 田植機(6条) 1台 麦播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(3.5t) 3台 なたね用乾燥機 1台 他 <その他> ・ほ場の集積、集約化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等

新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の250万円程度を確保できる経営とする。

[新たに農業経営を営もうとする青年等]

営農類型	経営規模	生産方式
(1) 野菜専作	<作付面積等> きゅうり = 0.15ha <経営面積> 0.15ha	<資本装備> 管理機(ローラー付) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台 <その他> ・農地は賃借 ・半促成+抑制栽培 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22~H26岩手県平均
(2) 野菜専作	<作付面積等> ねぎ = 1.0ha <経営面積> 1.0ha	<資本装備> 管理機 1台 移植機 1台 動力噴霧器 1台 堀取機 1台 皮むき機 1台 結束機 1台 軽トラック(4WD) 1台 <その他> ・農地は賃借 ・トラクタ作業は委託 (単収、単価の記載はしない)

[新たに農業経営を営もうとする青年等]

営農類型	経営規模	生産方式
(3) 野菜専作	<p><作付面積等> トマト = 0.2ha</p> <p><経営面積> 0.2ha</p>	<p><資本装備> 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台</p> <p><その他> ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均</p>
(4) 野菜専作	<p><作付面積等> ミニトマト = 0.15ha</p> <p><経営面積> 0.15ha</p>	<p><資本装備> 軽トラック 1台 動力噴霧機(可搬式6ps) 1台 ミニトマト戦果機 1台</p> <p><その他> ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均</p>
(5) 野菜専作	<p><作付面積等> ピーマン = 0.25ha</p> <p><経営面積> 0.25ha</p>	<p><資本装備> 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台</p> <p><その他> ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均</p>
(6) 野菜専作	<p><作付面積等> ほうれんそう = 0.4ha</p> <p><経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備> 真空播種機(バッテリー式) 1台 動力噴霧機(可搬式) 1台 ほうれんそう調整機(中古) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付、中古) 1台 軽トラック(4WD) 1台</p> <p><その他> ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクタ作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26岩手県平均</p>

[新たに農業経営を営もうとする青年等]

営農類型	経営規模	生産方式
(7) 菌茸専作	<p><作付面積等> 生しいたけ = 24千玉</p>	<p><資本装備> ウレタン吹き付けハウス 554㎡</p> <p><その他> ・菌床栽培</p>
(8) 花き専作	<p><作付面積等> りんどう = 0.4ha</p> <p><経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備> 刈払機(肩掛式) 1台 動力噴霧機(背負式) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 フラワーインター(切断→下葉取り→結束) 1台 軽トラック(4WD) 1台</p> <p><その他> ・農地は賃借 ・単収は、県目標</p>

(4) 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・研修等による経営管理能力の向上 ・パソコン等の導入による経営管理 ・経営内の役割の明確化 ・経営改善指標による自己チェック ・経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組み内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・経営管理の熟度の高い経営について、必要に応じ、法人形態への移行 ・組織経営においては、経営体質の強化のため、自己資本の充実 ・生産工程管理 (GAP) の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時雇用等による作業量に応じた労働力の確保 ・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入による労働評価の適正化 ・休日制の導入、ヘルパー制の活用等による計画的な休日の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・組織経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね80%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、平成37年度とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、雫石町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- (1) 都市的地域及び平地農業地域である、雫石地区では、稲、麦、大豆の作付けが中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、雫石町は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、集落営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

- (2) 中間農業地域及び山間農業地域である西山、御明神、御所地区では、稲、麦、大豆の作付けが中心であるが、葉菜・果菜類などの園芸作物や肉用牛などの畜産も盛んであり複合経営を行う認

定農業者に対する農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、土地利用型農業については、個々の経営体による農作業が中心で戸別の農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化など、作付けの集積、集約化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。

このため、雫石町は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

雫石町は、岩手県が作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、雫石町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

雫石町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、雫石町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 雫石町の一部においては、稲作を中心とする小規模兼業農家が多い地域があり、当該地域において農用地利用改善事業を重点的に推進し、集落営農を活発に展開しながら、担い手不足などによる増加が懸念されている遊休農地の解消対策を実施する。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

イ 地域の特性に即した営農類型による効率的かつ安定的な経営の育成を図るため、耕種農家と畜産農家の耕畜連携を進め、家畜堆肥や農場副産物の有効利用を促進する。

ウ 野菜、花きの集出荷体制の整備充実を図るとともに直売施設等の普及改善につとめ、農産物の集出荷の合理化、その他農産物の流通改善を促進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集積、集約化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条第 1 項に掲げる事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 6 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又

は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 雫石町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 雫石町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合は、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 雫石町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 雫石町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利

用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 雫石町農業委員会は認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、雫石町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 雫石町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集積、集約化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集積、集約化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 雫石町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 雫石町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 雫石町は、（5）の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとするもの又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、雫石町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 雫石町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けるものを定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営

の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決算の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)その支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第1条の4各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - 事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

雫石町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借

による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

雫石町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を雫石町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

雫石町が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

雫石町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを雫石町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

雫石町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に、基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 雫石町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 雫石町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利

の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 雫石町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を雫石町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 雫石町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 雫石町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）の活用を図るものとする。雫石町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は（公社）岩手県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

（１）雫石町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公社）岩手県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

（２）雫石町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

（１）雫石町は、農用地の面的な利用集積を促進するため、雫石町全域又は一部を区域として行う農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図る。

（２）雫石町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係・団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

雫石町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域の観点等から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的利用を図るための、作付地の集積、集約化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集積、集約化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を雫石町に提出して、農用地利用規程について雫石町の認定を受けることができる。

② 雫石町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適性に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 雫石町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を雫石町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 雫石町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア．②のイに掲げる目標が（５）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ．申請書の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（認定農用地規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 雫石町は認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 雫石町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公社）岩手県農業公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

雫石町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

雫石町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、より多くの若い新規就農者を地域の中心的な担い手として定着させるため、栽培技術や農業経営に関する知識と技術の習得を支援するとともに、青年就農給付金を活用した就農直後の所得確保や青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り、早期経営安定や着実な定着を支援する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

雫石町は、農業経営基盤の強化を促進するため、1～5までに掲げた事項の推進に当たっては、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 地産地消を推進し、町内における新たな流通システムの構築を図り、農業所得の向上を促進する。また、女性・高齢農業者の活躍の場を増やすことで、活力ある農業・農村を構築する。
- イ 家畜排せつ物の有機資源としての有効利用を推進することにより、耕畜連携を進め、環境と調和した資源循環型の農業生産体制を構築するとともに、食品の安全性に関する法令等を遵守し、消費者ニーズに即した安全・安心な農作物の生産を推進する。
- ウ 水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農地の集積・集約化、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するように努める。

エ 地域農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な促進に資することになるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

雫石町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体の代表で構成する雫石町農林業対策委員会、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

雫石町農林業政策審議会では、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1・第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関と審議をして推進する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となった「雫石町農業経営改善支援センター」の活動を通じて地域農家の合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、雫石町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

雫石町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 雫石町における農地利用集積円滑化事業は、用途地域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域と定められた区域を除く。）を除いた雫石町全域を対象として行うことを基本とする。

② 雫石町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、雫石町の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岩手県農業会議、雫石町農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、雫石町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、雫石町から承認を得るものとする。

② 雫石町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 認定新規就農者が認定に係る青年等就農計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

オ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岩手県農業会議、雫石町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業

及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 雫石町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 雫石町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を雫石町の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 雫石町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 雫石町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 雫石町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 雫石町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を雫石町の公報への記載により公告する。

(4) 雫石町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 雫石町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 雫石町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、雫石町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 雫石町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 雫石町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を雫石町の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地中間管理機構が持つ農用地等の利用条件の改善等の機能を活用するなど、農地中間管理事業及び特例事業と相互に補完することにより、農用地の所有者及び貸付け等の相手方双方の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積が促進されるよう連携する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4531 号経営局長通知) 第 1 の 2 の (6) の ア の (ウ) に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃について

は、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成6年12月28日から施行する。
2. この基本構想は、平成12年3月29日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年3月23日から施行する。
4. この基本構想は、平成21年3月24日から施行する。
5. この基本構想は、平成22年4月28日から施行する。
6. この基本構想は、平成25年6月28日から施行する。
7. この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
8. この基本構想は、平成28年10月31日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条の第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の第2項第2号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の2第1項の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき零石町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすること適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、独立行政法人農業者年金及び社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社の定めるところによるものとする。